

**公共交通機関の車両等に関する
移動等円滑化整備ガイドライン
バリアフリー整備ガイドライン 車両等編**

3. タクシー

タクシーについては、平成 12 年に制定した交通バリアフリー法においては対象とされていなかったが、平成 18 年に制定したバリアフリー法においては、福祉タクシー車両が新たに適合義務の対象として含まれた。平成 22 年度末に改正された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」においては、平成 32 年度末までの整備目標値が新たに約 28,000 台まで引き上げられ、平成 ~~30~~²⁹ 年度末の実績は全国で ~~28,602~~^{20,113} 台となっている。

なお、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」は平成 31 年 4 月 1 日に改正され、福祉タクシーについては 2020 年度末までに約 44,000 台を導入することが新たな目標値として定められた。

ユニバーサルデザインタクシー（以下 UD タクシー）については、平成 20 年度、21 年度の国土交通省自動車交通局（当時）による「地域のニーズに応じたバス・タクシーに係るバリアフリー車両の開発」の検討結果をもとに標準的な仕様が定められた。さらに平成 23 年度より「標準仕様ユニバーサルデザインタクシーの認定制度」が導入され、UD タクシーを表すマークも制定された。

当初、一般に販売されていたのは日産 NV200 の 1 車型のみであったが、平成 29 年 10 月に、トヨタ JPN TAXI が発売され、車椅子使用者の乗降については両車スロープ仕様であるが、NV200 は後ろから乗降、JPN TAXI は横から乗降という特徴があり、地域や用途に応じて事業者が選択できるバリエーションが出そろったことになる。

2020 東京オリンピック・パラリンピックを機会に、UD タクシー導入支援を行う自治体もあり、今後全国にさらなる普及を期待したい。

UD タクシーが一定程度普及し、利用者も増えるにつれて新たな改良も生じると考えられ、より良い車両づくりのために今後も継続的に改善を行うことが求められる。また、利用者に対応する乗務員の教育訓練も、こうした車両の安全性、快適性の向上には欠かせない要素となっており、今後も導入事業者の継続的な努力が期待される。

今回の改定では、UD タクシーが今後の標準的な車型として積極的導入がなされることが重要と考え、本ガイドラインのタクシーの單元において、UD タクシーを冒頭に記載することとした。

3.1 車椅子等対応

(1)ユニバーサルデザインタクシー

- ・車椅子使用者に限らずその他の高齢者、障害者等が他の旅客と同じように利用し、予約制の福祉限定による利用に限らず流しの運行による利用も想定する。
- ・窓ガラス部分以外の車体の前面、左側面、及び後面にユニバーサルデザインタクシーマークを表示し、車体前面方向からユニバーサルデザインタクシーであることを視認できるようにする。
- ・車椅子使用者が乗り込めるドア開口部の高さ、間口の広いドアを確保。
- ・低床、フラットな床であり、スロープを備え、車椅子使用者以外の障害者、高齢者等も乗降しやすいものとする。
- ・近年、ユニバーサルデザインタクシーの実車モデルの開発が進んでおり、それらの開発動向も踏まえ、具体例を示している。
- ・今後、ユニバーサルデザインタクシーの普及を図る上で、タクシーとして利用可能なユニバーサルデザイン車両の開発をより一層促進することが望まれる。

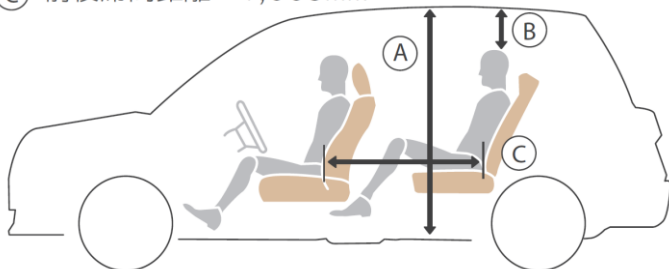
参考例

参考 4-3-1：ユニバーサルデザインタクシーの事例

- ・トヨタ JPN TAXI



- (A) 室内高…1,370mm
- (B) 後席ヘッドクリアランス…230mm
- (C) 前後席間距離…1,065mm



提供 一般社団法人日本自動車工業会

・日産 NV200



■ ご利用いただける車いすの大きさ



A : ~1050mm

B : ~700mm

C : ~50mm

※車いすは1台までのご乗車になります。

※ご利用いただけない車いすもございます。
事前にご確認ください。

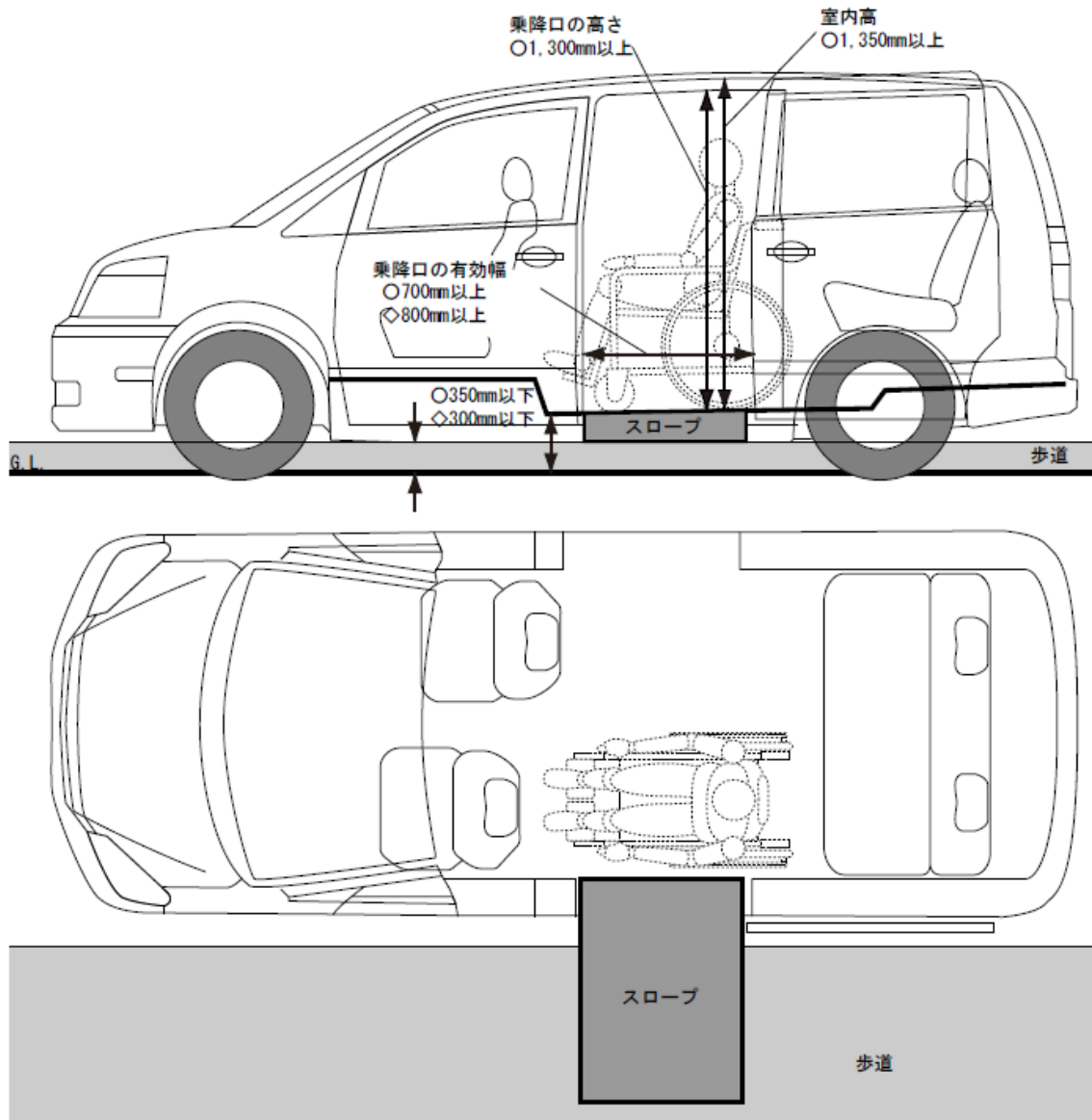
①乗降口	
○：標準的な整備内容	
乗降口の広さ	<ul style="list-style-type: none"> 乗降口のうち 1 カ所は、スロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備を備える。 車椅子のまま乗車できる乗降口を 1 以上設け、その有効幅は 700mm 以上、高さは 1,300mm 以上とする。
車椅子対応の室内高	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子のまま乗車できる車両の室内高は、1,350mm 以上とする。
乗降口地上高	<ul style="list-style-type: none"> 停車時の乗降口地上高は、350mm 以下とする。ただし、350mm を超える地上高の場合であって、備付けまたは別体の補助ステップ等を備えるときは、この限りでない。なお、補助ステップ等を設置する場合は、高齢者、松葉杖使用者等の乗降補助のために、1 段の高さが 260mm 以下、奥行 150mm 以上となるような補助ステップ等を設置すること。また、補助ステップ等は 2 段以内に限る。
スロープの勾配 (詳細は②スロープを参照)	<ul style="list-style-type: none"> 横から乗車：スロープ板を設置する場合、スロープ板の勾配は、14 度(約 1/4) 以下とする。 後部から乗車：同上。
乗降口の端部	<ul style="list-style-type: none"> 乗降口の端部(補助ステップ、手すりを含む)は、その周囲の部分や路面との輝度コントラスト*が大きいこと等により、高齢者、障害者等が端部を容易に識別しやすいようにする。
床面の材質	<ul style="list-style-type: none"> 乗降口付近の床の材質は、滑りにくい仕上げとする。
足下照明灯	<ul style="list-style-type: none"> 夜間においても足下が見やすいように、乗降口にはドア開口時に点灯する足下照明灯を設置する。
◇：望ましい整備内容	
乗降口の広さ	<ul style="list-style-type: none"> 有効幅は 800mm 以上、高さは 1,350mm 以上が望ましい。
車椅子対応の室内高	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子のまま乗車できる車両の室内高は 1,400mm 以上が望ましい。
乗降口地上高	<ul style="list-style-type: none"> 停車時の乗降口地上高は、300mm 以下が望ましい。 備付けまたは別体の補助ステップ等を設置する場合は、1 段の高さが 200mm 以下、奥行 200mm 以上となるように設置することが望ましい。
スロープ板の勾配 (詳細は②スロープ板を参照)	<ul style="list-style-type: none"> 横から乗車：スロープ板の勾配は、10 度(約 1/6) 以下が望ましい。 後部から乗車：同上。
車椅子後退防止機能	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子固定スペースに傾斜がある場合は、車椅子乗車時に後退を防止する機構が設けられていることが望ましい。

*：移動等円滑化基準では、「色の明度、色相又は彩度の差」であるが、コントラスト(視認性を得るための周囲との見えやすさの対比)確保のためのより有効な指標として「輝度コントラスト」の記述を行うこととした。

姿図・寸法

参考 4-3-2 : 乗降口の例

<横から乗車の場合>



解説：歩道の幅が2メートル以上、スロープの長さ1メートル以下の場合、側面からの車椅子の乗降が可能。

歩道のない場合、道路幅員4メートル以上で、かつスロープの長さ1メートル以下の場合、車椅子の乗降が可能。

②スロープ板	
移動等円滑化基準	
(福祉タクシー車両)	
第45条 車椅子等対応車（福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能なものをいう。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
一 スロープ板若しくはリフト、寝台若しくは担架（以下この項において「寝台等」という。）又はその他の車椅子使用者若しくは寝台等を使用している者の乗降を円滑にする設備が備えられていること。	
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容	
スロープ板の設置	・乗降口のうち1カ所は、スロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備を備える。
○：標準的な整備内容	
スロープ板の勾配	・横から乗車：スロープ板の勾配は、14度（約1/4）以下とする。 ・後部から乗車：同上。
スロープ板の幅	・スロープ板の幅は700mm以上とする。 ・車椅子のスロープ板からの脱輪防止のためエッジのある構造とする。エッジの高さは車椅子のハンドルリムと干渉しないように留意する。
スロープ板表面の材質	・スロープ板の表面は滑りにくい素材とする。
スロープ板の耐荷重	・スロープ板の耐荷重は、電動車椅子本体（80～100kg程度）、車椅子使用者本人、 <u>介助者</u> の重量を勘案し 300 200 kg以上とする。
スロープ板の設置方法	・スロープ板は乗降口から脱落しない構造とする。 ・スロープ板と床面に段差ができないような構造とする。
スロープ板の格納方法	・スロープ板は使用に便利で、乗客にとって安全な場所に備える。
◇：望ましい整備内容	
スロープ板の勾配	・横から乗車：スロープ板の勾配は、10度（約1/6）以下が望ましい。
スロープ板の幅	・スロープ板の幅は800mm以上が望ましい。
スロープ板の耐荷重	・スロープ板の耐荷重は、300kg以上が望ましい。

③乗降用手すり	
○：標準的な整備内容	
手すりの設置	・高齢者、障害者等の乗降の円滑化、姿勢保持、立ち座り、安全確保のために、乗降口には手すり等を設置する。
手すりの色	・夜間や薄暗い時、又は高齢者、ロービジョン者の安全のために、手すりは容易に識別できる配色とする。 ・手すりの色は朱色又は黄赤とする。

	・手すりとその周囲の部分との色の明度差をつける。
手すりの形状	・高齢者、障害者等が握りやすい形状とする。
手すりの材質	・高齢者、障害者等が握りやすいように、手すりの表面はすべりにくい材質や仕上げとする。

④床の材質、形状	
○：標準的な整備内容	
床の材質	・床の材質は、滑りにくい仕上げとする。
床の形状	・車椅子使用者が安楽で適正な座位姿勢を保てるように、固定スペースの床面の傾斜を10度（約1/6）以下とする。
◇：望ましい整備内容	
床の形状	・固定スペースの床面は水平とすることが望ましい。

⑤車椅子スペース	
移動等円滑化基準	
(福祉タクシー車両)	
第45条 車椅子等対応車（福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能なものをいう。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
二 車椅子又は寝台等の用具を備えておくスペースが一以上設けられていること。	
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容	
車椅子スペースの設置	・車椅子のスペースを1つ以上設ける。
○：標準的な整備内容	
車椅子スペースの設置	・次に掲げる規格に適合する車椅子スペースを1以上設置する。
位置	・車椅子スペースは、車椅子の進入しやすい位置に設ける。
広さ	・車椅子を固定するスペースは、長さ1,300mm以上、幅750mm以上、高さ1,350mm以上とする。
車椅子使用者の視界の確保	・車椅子使用者の外への視界を、座席利用者同様に確保する。
車椅子の方向転換に必要なスペース	・側方から乗車する場合、車内には車椅子使用者等が介助により転回できるスペースを確保する。ただし、回転盤を使用する場合はこの限りではない。
◇：望ましい整備内容	
車椅子スペースの設置	・次に掲げる規格に適合する車椅子スペースを設けることが望ましい。
広さ	・車椅子を固定するスペースの高さは、1,400mm以上とする。
手すりの設置	・車椅子使用者が乗車中に利用できる手すりなどを設置することが望ましい。
介助者用の座席	・車椅子使用者乗車時に、車椅子スペースの横に介助者（付添人）用の座席を

の設置

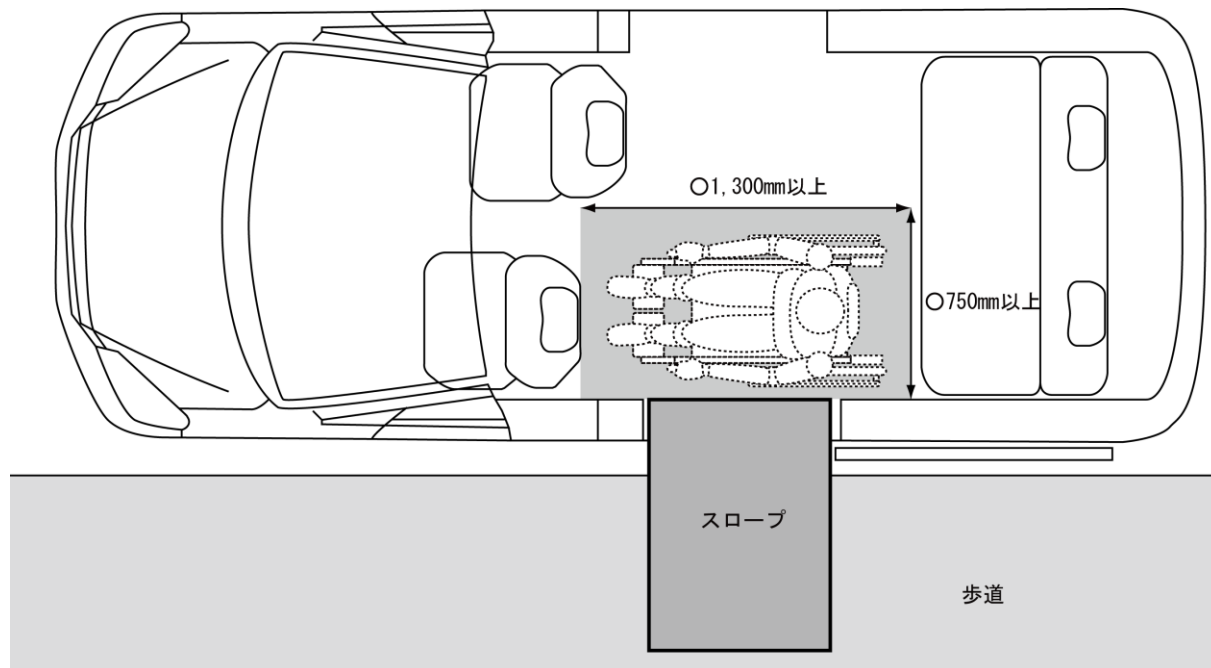
設置することが望ましい。

注1：構造上の理由により「標準的な整備内容」に示された内容を確保できない場合には、可能な限り「標準的な整備内容」に近づける。

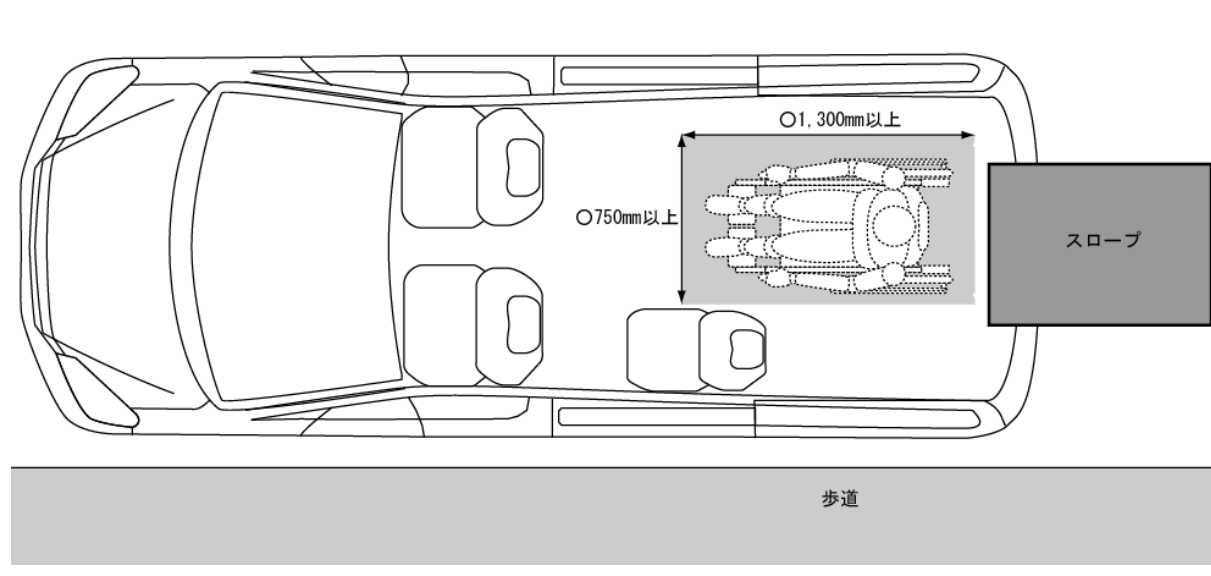
姿図・寸法

参考 4-3-3：車椅子スペースの例

<横から乗車の場合>



<後ろから乗車の場合>



⑥室内座席	
○：標準的な整備内容	
乗車可能な人数	・4名以上の乗客が乗車できることとする。車椅子使用者乗車時には、車椅子使用者以外の乗客1名以上が乗車できることとする。
◇：望ましい整備内容	
乗車可能な人数	・車椅子使用者乗車時には、車椅子使用者以外の乗客2名以上が乗車できることが望ましい。

⑦車椅子固定方法	
移動等円滑化基準	
(福祉タクシー車両)	
第45条 車椅子等対応車（福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能なものをいう。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
三 車椅子又は寝台等の用具を固定することができる設備が備えられていること。	
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容	
車椅子固定装置	・車椅子を固定することができる設備を備える。
○：標準的な整備内容	
車椅子固定装置	・固定装置は、固縛、開放に要する時間が短く、かつ確実に固定できるものとする。
シートベルト	・車椅子使用者の安全を確保するために、3点式シートベルトを設置する。
姿図・寸法	
参考4-3-14：＜4点式車椅子固定ベルト、3点式シートベルトの例＞	
※参考4-3-105 車椅子固定装置の例（154437ページ）参照 <u>＜4点式車椅子固定ベルト、3点式シートベルトの例＞</u>	

⑧車椅子、補装具収納場所	
○：標準的な整備内容	
車椅子収納スペース	・車椅子使用者が座席に移乗した場合のために、折りたたんだ車椅子の収納スペースを確保する。 ・収納スペースは、長さ1,050mm以上×幅350mm以上×高さ900mm以上とする（標準型自操用手動車椅子を折りたたんだ時の最大寸法に対応できる収納スペース。）。
補装具収納スペース	・車内に杖、歩行器、歩行車等の補装具を収納するスペースを設置する。

⑨ユニバーサルデザインタクシーマークの表示

○：標準的な整備内容

ユニバーサルデザインタクシーマークの表示による乗車案内

・窓ガラス部分以外の車体の前面、左側面及び後面に、ユニバーサルデザインタクシーマークを表示し、車椅子による乗車が可能であることを明示する。乗車可能な車椅子の大きさ、形状等について車外に明示する。ただし、福祉限定のタクシーでは、ユニバーサルデザインタクシーと同一の車両であっても車椅子マークを表示する。

参考例

参考 4-3-4：ユニバーサルデザインタクシーマーク

~~・平成23年9月にユニバーサルデザインタクシーマークが決定された。~~

~~・平成24年3月にユニバーサルデザインタクシーの認定車両に係る車体表示について、通達により義務化された。~~



・標準仕様ユニバーサルデザインタクシーの認定レベルは、以下のとおり。

レベル2	レベル1と比して、より利用しやすさに配慮されている等より良い構造を有するユニバーサルデザインタクシー
レベル1	車椅子使用者や高齢者をはじめとしたすべての利用者にとって利用しやすい構造として標準的な内容を満足するユニバーサルデザインタクシー
その他のユニバーサルデザインタクシー	認定を受けていないものの車椅子用スロープ又はリフトを備えたユニバーサルデザインタクシー

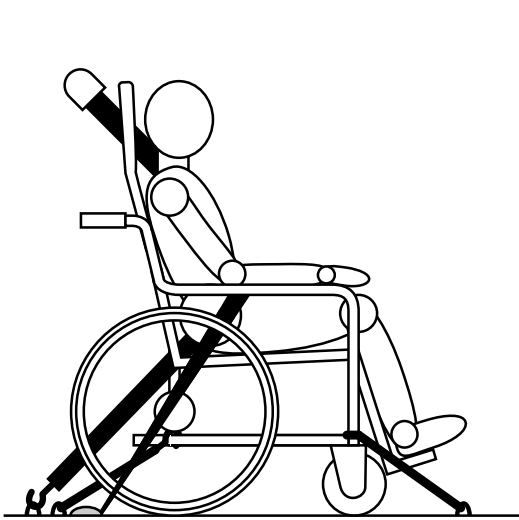
参考例

参考 4-3-5 : ユニバーサルデザインタクシーマークの表示例

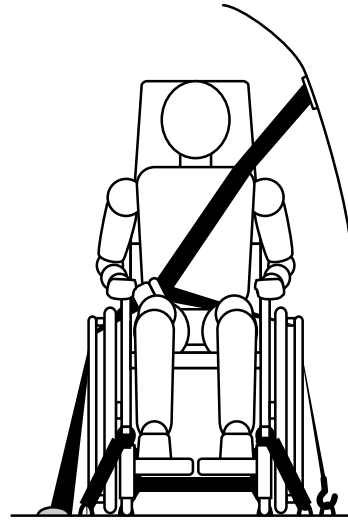


参考 4-3-10：車椅子固定装置の例

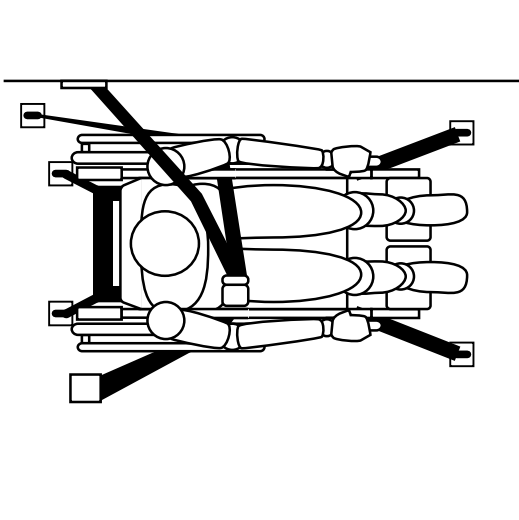
<4点式車椅子固定ベルト、3点式シートベルトの例>



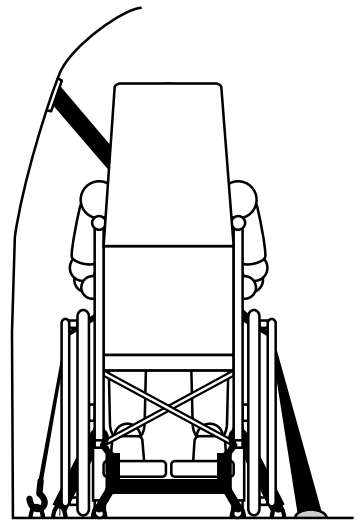
側面



前部



上面



後部